

全建労発第44号
令和7年12月10日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」創設
及び申請受付開始について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月に成立した改正建設業法等の全面施行（令和7年12月12日）に向けて、令和7年12月2日に開催された中央建設業審議会総会において、これまでに総会の下に設置したワーキンググループで議論した「労務費に関する基準（案）」のほか、「経営事項審査」（以下「経審」という。）の改正について審議が行われました。

今般の中央建設業審議会では、建設技能者の処遇改善に取り組む企業を可視化し評価することや労務費の基準（標準労務費）の実効性確保策として、新たに「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）を創設し、宣言企業へのインセンティブ措置を講じることが望ましいとの方針が示されました。

インセンティブ措置としては、現行の経審での審査項目・評価項目・点数配分の見直しが図られ、標準労務費を活用した見積書の作成や建設キャリアアップシステムの活用などを表明した企業について、宣言企業として国土交通省のポータルサイト（以下「サイト」という。）で公表し、審査基準日以前でサイトに宣言が掲載されている場合に加点される仕組みとなります（詳細は参考別添「中建審（経営事項審査の改正）」をご参照下さい）。

今後、経審での「W点（その他の審査項目〈社会性等〉）」加点につきましては、省令改正などを経ての施行となる見通しです。

このような中で、自主宣言の申請受付開始について、別紙のとおり令和7年12月3日に国土交通省より「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度が始まります！」がプレスリリースされております。

【申請ポータルサイト】 <https://jishusengen.mlit.go.jp>

つきましては、別紙及び参考別添について、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上
担当：労働部 山崎（直）、浜崎

令和 7 年 12 月 3 日

大臣官房参事官（建設人材・資材）

不動産・建設経済局建設振興課

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」が始まります！

～12 月 12 日から自主宣言を行う企業の申請受付を開始します！～

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」（以下「自主宣言」という。）（※）の申請受付を本年 12 月 12 日（金）から開始します。

※自主宣言：建設技能者の処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に宣言することにより、技能者から発注者・エンドユーザーに至るまでのサプライチェーンの中で適切に評価される制度

1. 自主宣言制度について

建設技能者の処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に宣言することにより、技能者から発注者・エンドユーザーに至るまでのサプライチェーンの中で適切に評価され、ひいては受注機会が確保され、就業者に選ばれることで、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としています。

本運動にご参画いただける事業者は、令和 7 年 12 月 12 日（金）以降に下記ポータルサイトより申請が可能となりますので、ぜひ積極的な申請をよろしくお願いします。

【申請ポータルサイト】：<https://jishusengen.mlit.go.jp>

2. シンボルマーク及び愛称

宣言を行った企業等はシンボルマーク及び愛称を自社HP等で使用することができ、当該取組をPRすることが出来ます。

【シンボルマーク】



【愛称】

職人いきいき宣言

（注）シンボルマークと愛称を別々に使用することも併せて使用することも可能です。使用する際は、添付のデザインガイドラインの内容を順守してください。

（参考）シンボルマーク公募時のプレスリリース

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00299.html

【問合せ先】

不動産・建設経済局建設振興課 鬼丸、井上

代表：03-5253-8111（内線：24856、24854） 直通：03-5253-8283



経営事項審査の改正について

経営事項審査について

経営事項審査の意義・概要

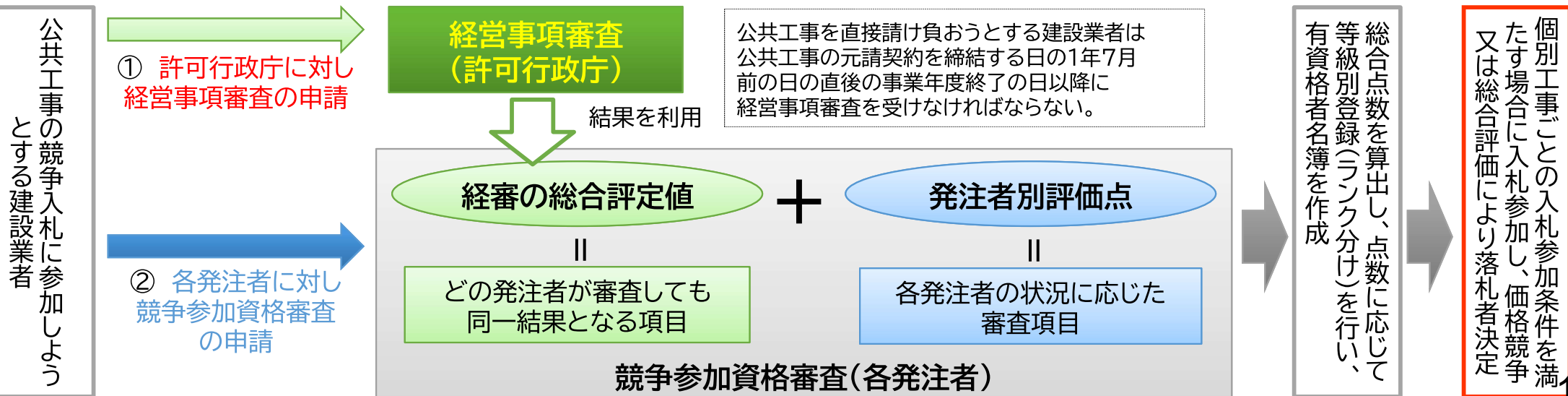
- 各建設工事の発注者が、建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの建設業者を選定することが必要であることから、公共工事の発注機関は、その発注に係る建設工事の入札に参加しようとする建設業者について、予め資格審査によって格付けを実施。
- 一般に当該審査は、①客観的事項に関するものと、②発注者ごとに評価する事項に関するものを区分して行うところ、①はどの発注機関が行っても同一の結果となるべきであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査(=経営事項審査)。
- 全国統一の客観指標による評価がされるため、建設業者のランク分けの透明性・公平性を確保するとともに、発注者ごとの審査事務の負担軽減に寄与。

経営事項審査の対象者

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者

審査項目と審査機関

- ❑ **経営状況**：国土交通大臣により登録を受けた機関(**登録経営状況分析機関**)
- ❑ **経営規模、技術力、その他の審査項目(社会性等)**：国土交通大臣又は都道府県知事(**許可行政庁**)



経営事項審査の審査項目

○ 完成工事高（X1）及び技術力（Z）を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値（P）を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高（許可業種別）	最高点：2,309点 最低点：397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点：2,280点 最低点：454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点：1,595点 最低点：0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数（許可業種別） ②元請完成工事高（許可業種別）	最高点：2,441点 最低点：456点	0.25
その他審査項目 （社会性等）	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証 又は登録の状況	最高点：2,073点 最低点：▲1,838点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$		最高点：2,159 最低点：6点

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを検討したい。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要



「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加してはどうか

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要



加点対象機械の拡大をしてはどうか

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに



許可・更新時に確認がなされる社会保険加入に関する審査項目を削除してはどうか

経営事項審査における「その他社会性（W）」改正の方向性

中央建設業審議会総会資料
(令和7年6月30日開催)

- ①「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言状況」に関する評価項目の新設とともに、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直しを検討
- ②「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大を検討
- ③「雇用保険の未加入」「健康保険の未加入」「厚生年金保険の未加入」に関する評価項目の削除を検討

〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の未加入	0/-40
②健康保険の未加入	0/-40
③厚生年金保険の未加入	0/-40
④建退共加入	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度への加入	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210
W評点 (A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073/-1,838

〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共加入	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度への加入	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言状況	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種の外に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90
W評点 (A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073/-788



「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況に関する評価項目の追加方針

中央建設業審議会総会資料
(令和7年6月30日開催)

現行

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-10)

- 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点
- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
 - ② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	15点
全ての公共工事で実施した場合	10点

改正

(点数のみ)

改正案

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	10点
全ての公共工事で実施した場合	5点

自主宣言掲載開始日以降の改正予定

新設

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況

- 審査基準日以前に宣言し、ポータルサイトに宣言が掲載されている場合に加点

【宣言の必須項目】

- ① 労務費の確保・行き渡り等のための取組
- ② CCUSの活用(就業履歴の蓄積)
- ③ 宣言企業との取引優先

宣言した場合	5点
--------	----

自主宣言掲載開始日以降の改正予定

- 「労務費に関する基準(案)」において、契約段階における適正な水準の労務費等を確保するための取組として、自主宣言制度が位置づけられている。

「労務費に関する基準(案)」(抄)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(2) 契約段階において適正な水準の労務費等を確保するための取組

④ 自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化

・技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげること及びサプライチェーン全体で技能者の処遇改善に取り組むマインドを広げていくことが重要であることを踏まえ、建設産業の担い手の確保に向けて、改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けの自主宣言制度の創設を行うことが適切である。

・その際、宣言企業に対し所要のインセンティブ措置を講じることが望ましい。

- 自主宣言制度とは、建設企業が技能者の処遇改善の取組等を宣言し、それを可視化させることで評価を可能にすることにより、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度。
- 自主宣言制度は令和7年12月12日(予定)より申請受付開始

ア)労務費確保・賃金支払い等のための取組

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・ 労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成すること
- ・ 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- ・ 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと
- ・ 担い手の育成に取り組むこと
- ・ 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること。

<発注者>

- ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

イ) CCUS の活用

＜元請事業者＞

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する(①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須。)

- ① 全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。
- ② CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。
- ③ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

＜下請事業者＞

- ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

ウ) 宣言企業との取引優先

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・生産性向上・外国人活躍・他の認定・認証制度を受けている等、各事業者
が取組を自由に記載できることとする。



- 自主宣言項目の内容に沿った宣言内容を記載
- 宣言提出日となる「宣言日」を記載
- 宣言内容をいつから取り組むかの「取組開始日」を記載し提出

自主宣言項目

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に係る評価項目追加と点数配分の見直し

- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定することが必要ではないか。
- そのため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について以下のとおり加点項目として追加することとしてはどうか。

※追加に当たっては、CCUSに関する評価項目である「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分も見直し

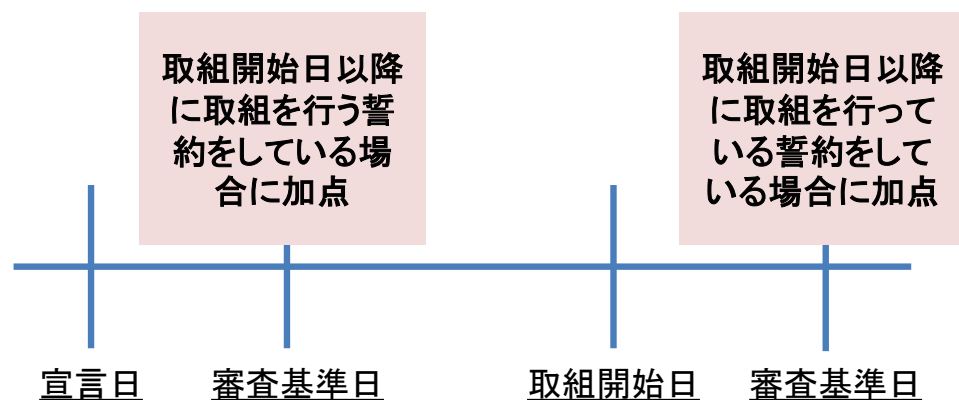
概要

【加点措置の要件】

- 審査基準日(※)が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること。

【誓約内容】

- 自主宣言において設定した「取組開始日」以降において、宣言した取組を行う(行っている)旨の誓約



点数配分の見直し

	W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	W1-11 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況
	民間工事を含む全ての建設工事	全ての公共工事
現行	15点	10点
改正案	10点	5点 (新設)

※経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日

「建設機械の保有状況」の改正方針(W7)

中央建設業審議会総会資料
(令和7年6月30日開催)

- ・ 現行は、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な9種類を評価。
- ・ 令和4年度改正に際し、アンケート結果を踏まえ、災害時の使用実績が相対的に多い建設機械を加点対象に追加したが、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械の中には、当該アンケートで災害時に回答があったものの加点対象としなかった建設機械もあることが判明。
- ・ 令和6年能登半島地震は、地理的・社会的・季節的特徴を有するとともに、地震・津波に加え、復旧途上での大雨という複合災害の側面を有する災害であり、多様な災害への対応という観点で特に参考にすべきであるところ、同地震における応急復旧工事での活用実績も踏まえた見直しを図ってはどうか。

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

現行

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



加点対象となる建設機械を適切に審査する観点から、「建設機械抵当法」または「労働安全衛生法」において建設機械として規定されており、定期検査により保有・稼働確認ができる建設機械のうち、

- 今後実施するアンケートで、災害時に活用された実績が相応にあり、
- 又は、令和6年能登半島地震の応急復旧工事において活用された建設機械を加点対象としたい

「建設機械の保有状況」の改正方針(W7)

- 今般実施した建設業者向けアンケートにおいて災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認されたもののうち、定期検査による稼働確認等が可能な「不整地運搬車」「アスファルトフィニッシャー」を加点对象機械として追加することとしてはどうか。

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

現行

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルトフィニッシャー



・道路舗装

〈参考〉

加点评価の方法: 保有する建設機械の台数に応じて最大15点(14台以上保有する場合)の評価

「社会保険加入に関する評価項目」の見直し方針(W1-1~W1-3)

- 令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加。
- 建設業許可の更新期間が5年であるため、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する全ての建設業者は社会保険加入要件を満たすこととなる。
- 現行の経営事項審査では、社会保険の加入状況について審査しているが、今後は建設業許可と重複した内容の審査となるため、審査対象項目から削除してはどうか。

建設業許可・経営事項審査における社会保険の取扱い

令和2年10月1日

令和7年10月1日

社会保険加入が
建設業の許可・更新の要件化

建設業許可における社会保険加入要件の取組状況の確認が一巡
＝令和7年10月以降に経審を受審する業者は許可の社会保険加入要件の取組状況を確認済

許可

社会保険加入要件を満たしていることが必須

経審

社会保険加入要件を満たしていない場合、減点

経営事項審査の審査項目から削除

※改正時期は、申請事務の混乱を避けるため、他の改正検討項目の状況を踏まえて検討

「社会保険加入に関する評価項目(W1-1~W1-3)」の削除

- ・令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたところ、建設業許可の更新期間が5年であることから、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなる。
- ・したがって、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、建設業者の申請事務効率化の観点も踏まえ、審査対象項目から削除することとしてはどうか。

(参考)

経営事項審査における評価：平成 6年 6月～ 未加入を減点評価
 平成20年 4月～ 減点幅拡大(15→30)
 平成24年 7月～ 減点幅拡大(30→40)
 平成29年12月～ W点の下限值にマイナスを設定

W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W1-1~W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入(W1-1)	-40
健康保険の未加入(W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入(W1-3)	-40

審査項目から削除